

鉄道沿線まちづくりガイドライン(第一版)

——沿線地方公共団体・鉄道事業者等の連携に向けた場づくりのために——

平成27年12月 国土交通省 都市局 街路交通施設課・市街地整備課・都市計画課

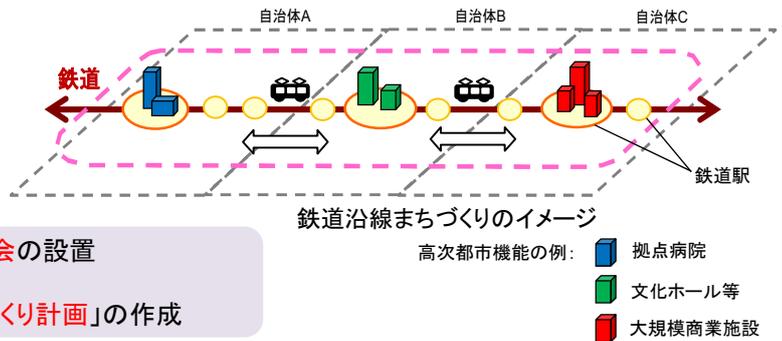
1. ガイドライン策定の背景及び目的

鉄道沿線まちづくりとは・・・鉄道沿線を軸に都市機能が集積するという構造を活かしつつ、交通結節点である駅周辺に福祉、子育て支援、買い物等の生活支援機能を誘導するとともに、拠点病院、大規模商業施設、文化ホール等の高次の都市機能については沿線の市町村間で分担・連携し、あわせてサービス向上によってフィーダー（支線）交通を含む公共交通機能の強化を図るまちづくりの手法

人口減少・高齢化を背景に、都市サービス、都市経営の持続性の低下が懸念

地方公共団体、鉄道事業者双方にとって「鉄道沿線まちづくり」が必要

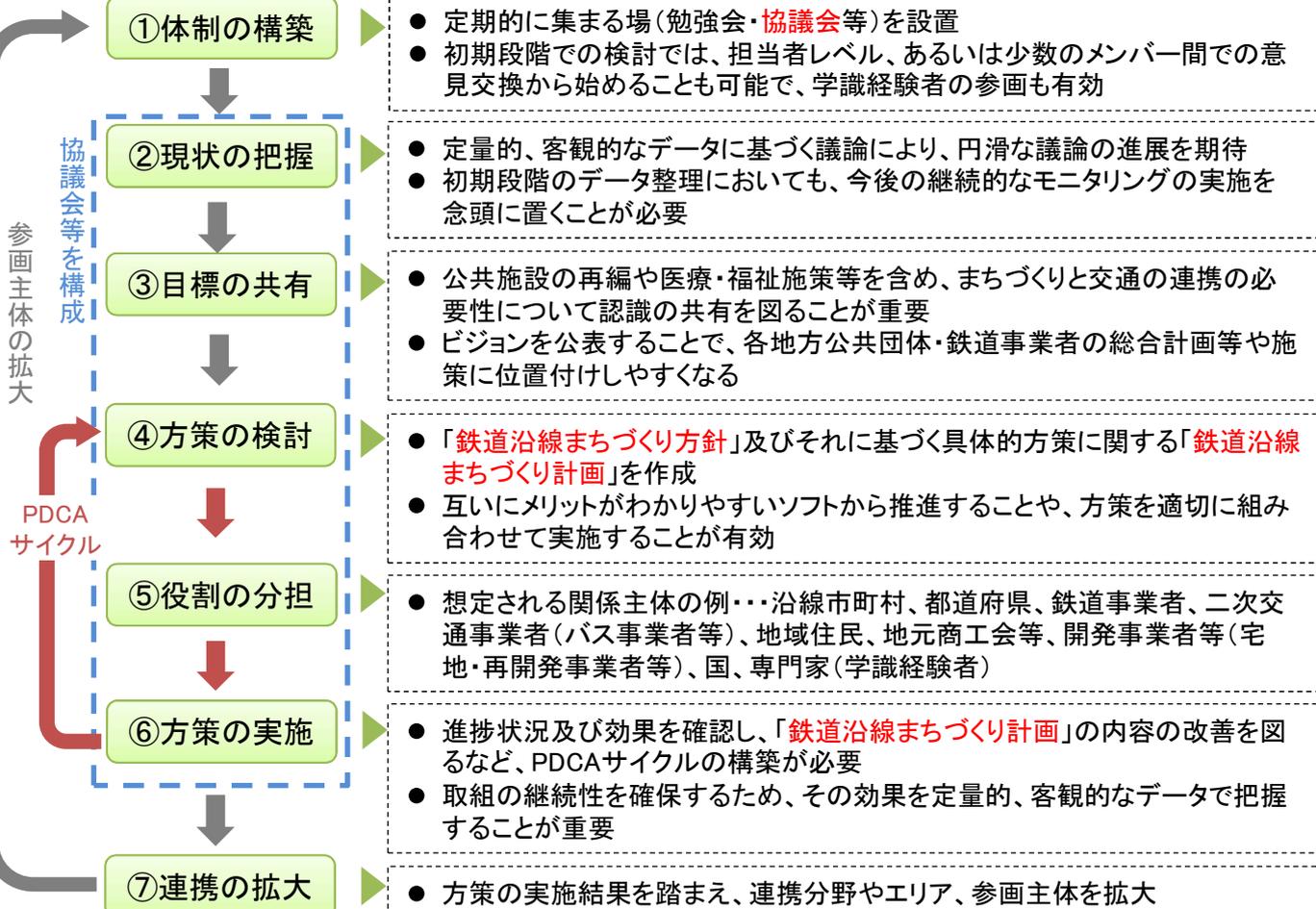
- 沿線市町村と鉄道事業者を含む協議会の設置
- 「鉄道沿線まちづくり方針」の作成
- 具体的方策に関する「鉄道沿線まちづくり計画」の作成



高次都市機能の例：
■ 拠点病院
■ 文化ホール等
■ 大規模商業施設

広域連携の視点をもって鉄道沿線の各市町村が立地適正化計画を作成することにより、**鉄道を軸とした都市機能の再編**等によるコンパクトシティ形成に向けた取組の推進につながる

2. 鉄道沿線まちづくりの進め方



各市町村の立地適正化計画へ反映

3. 鉄道沿線まちづくりの事例

鉄道沿線まちづくりは、地域の有する特性や課題内容によって様々な進め方があるが、以下に参考となる取組事例を示す。

包括的な体制の構築事例

事例A: 市町村と鉄道事業者による協定

観光資源が多くある鉄道沿線において、鉄道事業者主催のハイキングイベントなどの観光関連の事業で関係部署間の協力関係があった市と鉄道事業者の間で連携協力に関する基本協定を締結

事例B: 都道府県と鉄道事業者による協定

大都市のベッドタウンとしての役割を果たしている県において、県下の多くの市町村が公共交通を活かしたまちづくりに積極的に取り組んでいることを踏まえ、県と鉄道事業者が包括連携協定を締結

事例C: 都道府県境を越えた複数市と鉄道事業者の連携体制の構築

もともと一体感があつた県境を越える一帯の地域で、地理的に中心となる市の市長の声掛けをもとに市長会が立ち上がり、それをきっかけに、地域の移動を支える沿線の鉄道事業者も加わって協議会を設立

人口減少・高齢化に対応するための連携型まちづくり事例

事例D: 郊外まちづくり構想

高齢化が進行する市と鉄道事業者の間で「郊外住宅地とコミュニティのあり方研究会」を立ち上げ検討を重ね、「次世代郊外まちづくり」の推進に関する協定を締結

事例E: 団地再生の推進

地域とともに発展してきた鉄道事業者・バス事業者・地方銀行等で構成する協議会を設立し、地方公共団体と地方銀行が連携して取り組む「親元近居住宅ローン」などにより団地再生を推進

事例F: 高齢者向けの公共交通利用促進の社会実験

少子高齢化などの課題を隣接4市が共同で解決することを目的としてまちづくり協議会を設置し、のちに鉄道事業者との間で協定を締結し、それに基づき高齢者向け乗車券の社会実験を実施

4. 鉄道沿線まちづくりに関連する制度・施策

活用可能な制度・施策

(1) 沿線市町村間の連携

- ・ 連携協約(地方自治法)

(2) 都市機能の分担・連携

- ・ 広域連携によるコンパクトシティ化の取組支援
- ・ 広域的地域活性化基盤整備計画(広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律)

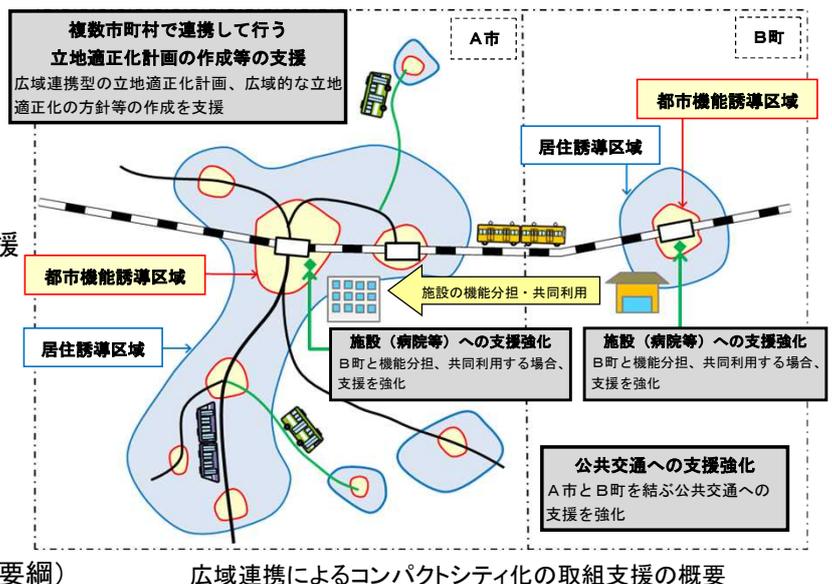
その他の関連する制度・施策

(1) 鉄道沿線まちづくりの素地となり得る市町村間の連携

- ・ 定住自立圏(定住自立圏構想推進要綱)
- ・ 連携中枢都市圏(連携中枢都市圏構想推進要綱)

(2) 鉄道沿線まちづくりの推進にあたって留意すべき制度・施策

- ・ 公共施設等総合管理計画(公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針)
- ・ 保健医療圏域(医療法)



広域連携によるコンパクトシティ化の取組支援の概要